

災害時におけるペットの 救護対策ガイドライン



この冊子は

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」

の内容から、ペットを飼養している方々がご利用出来る内容を抜粋したものです。

全文は環境省のホームページからダウンロードできます。

どうぞご利用ください。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html

1 平常時及び災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

(1) 同行避難

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加するこ

とで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

(2) 災害避難時における飼育管理

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在

が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常的环境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることも可能である。

◆ 飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいの防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等の準備

災害時

- 人とペットの安全確保
- ペットとの同行避難
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

東日本大震災での事例

東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルでは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かった。その他、「避難所で犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」、「ペットによる子供への危害が心配」、「ノミが発生した」など、飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られた。

また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「他の避難者とのバランスを考慮して貰えず、自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も各地で報告されている。

2

災害に備えた平常時の対策、体制の整備

1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

近年、犬や猫の飼育頭数は2,000万頭を超えていると言われていたが、ペットの飼育に関する正しい知識や飼育するペットに対するしつけが十分でない飼い主もおり、自治体等がペット同行避難者への受け入れ体制を整えていたとしても、実際には、ペットとの同行避難の実施や避難所での適切な飼育が難しい場合がある。

また、名札やマイクロチップ等の所有者明示が十分でない状況であると、災害時に迷子になって保護されたペットが飼い主の元に戻る確率

がかなり低くなる。

飼い主による災害に備えたペットに対する対策とは、特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示など適正な飼育をすることに他ならない。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う。

東日本大震災での事例

東日本大震災では、震災前より地域防災計画に同行避難について記載し、ペット救済マニュアルの作成、餌やケージなど物資の備蓄を行っていたにも関わらず、飼い主や市町村等の災害担当部署に「ペットとの同行避難」に関する意識が十分に浸透せず、多くの飼い主がペットを置いて避難したため、発災後の対応に苦慮した自治体がみられた。

この事例は、体制の整備だけではなく、飼い主への普及・啓発が重要であることを示している。

同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育管理を推進するために、飼い主が備えておくべき事項について、以下に示す。

◆ 飼い主が備えておくべきこと

- 普段の暮らしの中での防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等
- 災害時の心がまえ

(1) 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが重要である。そのためには、家具の固定等地震対策を行う必要があるが、ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にもつながる。

また、犬を屋外で飼育している場

合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊するおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないか確認する。

(2) ペットのしつけと健康管理

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」等のしつけを行っておく必要がある。

避難所におけるペットの飼育においては、ケージやキャリーバックに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができることで、他人への迷惑を防止するととも

に、ペット自身のストレスも軽減することができる。

また、避難所や動物救護施設においては、ペットの免疫力が低下したり、他の動物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。



◎災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないしつけを行う。
- 人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

(3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可

能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着し、AIPO*に登録するといった対策をしておくことで効果を高めることができる。

また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

*AIPO Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及推進するため、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の4団体によって構成された組織で、（公社）日本獣医師会がマイクロチップのデータベースの登録・管理を行っている。マイクロチップ自体には、15桁の数字が記録されているだけで、飼い主の住所・電話番号などの情報は入っていないため、マイクロチップを装着した場合には、飼い主のデータと照合するためのデータベースへの登録が必要となる。

◎迷子にならないための対策例

犬の場合

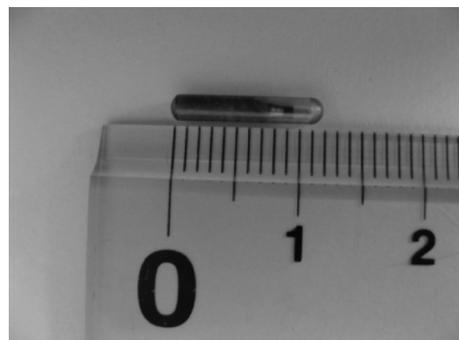
- 首輪と迷子札
- 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務づけられている）
- マイクロチップ

猫の場合

- 首輪と迷子札（猫の首輪はひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい）
- マイクロチップ

マイクロチップとは？

- マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。個体識別番号に関連づけられた飼い主情報を確認することで、飼い主を特定する。
- 直径2mm、長さ12mm程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するもの。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ず AIPO にマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続きを行い、転居等で登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。



上、右上：マイクロチップリーダー
右下：マイクロチップ